

第 6281 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 9月13日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

♠ 耐震改修費用

Q : 法人税では、耐震改修費用はどのように取り扱われますか？

A : 次のように取り扱われます。

【解説】

法人税では、耐震改修費用は次のように取り扱われます。

①被災資産の耐震性を高める改修費用

二次災害を回避するなどの目的で、被災した建物について耐震性を高めるために行った補強工事は、同規模の地震や余震の発生を想定し被災建物の崩壊等の被害を防止するなど、被災前の効用を維持するためのものが多いと考えられることから、法人が、被災資産(その被害に基づき評価損を計上したものを除く)の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出した費用について、修繕費として経理したときは、その処理が認められます。

②被災資産以外の耐震性を高める改修費用

被災資産以外の資産について耐震性を高めるための工事を行った場合は、原則として、その工事に要した費用は、その資産の使用可能期間の延長又は価額の増加をもたらすものとして資本的支出に該当し、その支出金額が新たな減価償却資産の取得価額となります。

③被災資産の修繕に代えてした資産の取得

法人が、被災資産(その被害に基づき評価損を計上したものを除く)の修繕に代えて新規に資産を取得した場合は、新たな資産の取得に該当し、その取得のために支出した金額は資産の取得価額となります。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

